

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
1	※訪問看護関係者記入欄※								
2	※2026年6月診療報酬改定版								
3		ベースアップ評価料Ⅱの区分	ベースアップ評価料Ⅱ)なし(スコア15点未満(算定不可))				算定料		0円
4									
5									
6		(点線より上は印刷されません)							
7	【医療保険-精神】訪問看護事業所 料金表 (医療保険)								
8	精神科訪問看護基本療養費/加算								
9	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ								
10					利用料				
11					10割	1割負担	2割負担	3割負担	
12	看護師、作業療法士等による訪問	週3日まで/1回30分以上			5,550	555	1,110	1,665	
13		週3日まで/1回30分未満			4,250	425	850	1,275	
14		週4日以上/1回30分以上			6,550	655	1,310	1,965	
15		週4日以上/1回30分未満			5,100	510	1,020	1,530	
16	准看護師による訪問	週3日まで/1回30分以上			5,050	505	1,010	1,515	
17		週3日まで/1回30分未満			3,870	387	774	1,161	
18		週4日以上/1回30分以上			6,050	605	1,210	1,815	
19		週4日以上/1回30分未満			4,720	472	944	1,416	
20	精神科訪問看護基本療養費Ⅲ								
21					利用料				
22					10割	1割負担	2割負担	3割負担	
23	同一建物への複数訪問 (2人まで)	看護師や作業療法士の場合	30分以上(週3日目まで)		5,550	555	1,110	1,665	
24			30分未満(週3日目まで)		4,250	425	850	1,275	
25			30分以上(週4日目以降)		6,550	655	1,310	1,965	
26			30分未満(週4日目以降)		5,100	510	1,020	1,530	
27		准看護師の場合	30分以上(週4日目以降)		5,050	505	1,010	1,515	
28			30分未満(週4日目以降)		3,870	387	774	1,161	
29			30分以上(週4日目以降)		6,050	605	1,210	1,815	
30			30分未満(週4日目以降)		4,720	472	944	1,416	
31	同一建物への複数訪問 (3人~9人)	看護師や作業療法士の場合	30分以上(週3日目まで)		2,780	278	556	834	
32			30分未満(週3日目まで)		2,130	213	426	639	
33			30分以上(週4日目以降)		3,280	328	656	984	
34			30分未満(週4日目以降)		2,550	255	510	765	
35		准看護師の場合	30分以上(週4日目以降)		2,530	253	506	759	
36			30分未満(週4日目以降)		1,940	194	388	582	
37			30分以上(週4日目以降)		3,030	303	606	909	
38			30分未満(週4日目以降)		2,360	236	472	708	
39	同一建物への複数訪問	看護師や作業療法士の場合	30分以上(月20日目まで)		2,760	276	552	828	
40			30分未満(月20日目まで)		2,110	211	422	633	
41			30分以上(月21日目以降)		2,660	266	532	798	
42			30分未満(月21日目以降)		2,010	201	402	603	

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
43	(10人～19人)	准看護師の場合	30分以上(月20日目まで)		2,520	252	504	756	
44			30分未満(月20日目まで)		1,930	193	386	579	
45			30分以上(月20日目まで)		2,420	242	484	726	
46			30分未満(月20日目まで)		1,830	183	366	549	
47	同一建物への複数訪問 (20人～49人)	看護師や作業療法士の場合	30分以上(月20日目まで)		2,710	271	542	813	
48			30分未満(月20日目まで)		2,070	207	414	621	
49			30分以上(月21日目以降)		2,610	261	522	783	
50			30分未満 (月21日目以降)		1,970	197	394	591	
51		准看護師の場合	30分以上 (月20日目まで)		2,470	247	494	741	
52			30分未満(月20日目まで)		1,890	189	378	567	
53			30分以上(月20日目まで)		2,370	237	474	711	
54			30分未満(月20日目まで)		1,790	179	358	537	
55	同一建物への複数訪問 (50人以上)	看護師や作業療法士の場合	30分以上(月20日目まで)		2,610	261	552	783	
56			30分未満(月20日目まで)		1,990	199	398	597	
57			30分以上(月21日目以降)		2,510	251	502	753	
58			30分未満 (月21日目以降)		1,890	189	378	567	
59		准看護師の場合	30分以上 (月21日目以降)		2,370	237	474	711	
60			30分未満(月21日目以降)		1,810	181	362	543	
61			30分以上(月21日目以降)		2,270	227	454	681	
62			30分未満(月21日目以降)		1,710	171	342	513	
63	看護補助者、精神保健福祉士の場合		同一建物2人以下		3,000	300	600	900	
64			同一建物3人以上		2,700	270	540	810	
65									
66	【医療保険-精神】訪問看護事業所 料金表								
67	訪問看護管理療養費／加算								
68	訪問看護管理療養費								
69					利用料				
70					10割	1割負担	2割負担	3割負担	
71	機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき			13,760	1,376	2,752	4,128	
72	機能強化型訪問看護管理療養費2				10,460	1,046	2,092	3,138	
73	機能強化型訪問看護管理療養費3				9,030	903	1,806	2,709	
74	機能強化型訪問看護管理療養費4				9,030	903	1,806	2,709	
75	上記以外の場合				7,710	771	1,542	2,313	
76	単一建物20人未満	月の2日目以降の場合 訪問1日につき			3,010	301	602	903	
77	単一建物20人以上50人未満・月15日目まで				2,510	251	502	753	
78	単一建物20人以上50人未満・月16～24日目				2,310	231	462	693	
79	単一建物20人以上50人未満・25日目以降				2,210	221	442	663	
80	単一建物50人以上・月15日まで				2,410	241	482	723	
81	単一建物50人以上・月16～24日目				2,210	221	442	663	
82	単一建物50人以上・月25日以降				2,010	201	402	603	
83	訪問看護管理療養費に追加される加算								
84					利用料				

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
85					10割	1割負担	2割負担	3割負担	
86	24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合			6,800	680	1,360	2,040	
87		上記以外の場合			6,520	652	1,304	1,956	
88	特別管理加算	重症度等が高い場合			5,000	500	1,000	1,500	
89		上記以外の場合			2,500	250	500	750	
90	退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合			8,400	840	1,680	2,520	
91		上記以外の場合			6,000	600	1,200	1,800	
92	専門管理加算				2,500	250	500	750	
93	在宅患者連携指導加算				3,000	300	600	900	
94	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで			2,000	200	400	600	
95	精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイの場合			8,400	840	1,680	2,520	
96		精神科在宅患者支援管理料2のロの場合			5,800	580	1,160	1,740	
97	看護・介護職員連携強化加算				2,500	250	500	750	
98	退院時共同指導加算	初回訪問時			8,000	800	1,600	2,400	
99	特別管理指導加算				2,000	200	400	600	
100	訪問看護医療DX情報活用加算				50	5	10	15	
101	訪問看護物価対応料1（月の初日の訪問）	1日につき			60	6	12	18	
102	訪問看護物価対応料1（月の2日目以降）	1日につき			20	2	4	6	
103	その他								
104	その他の療養費								
105					利用料				
106					10割	1割負担	2割負担	3割負担	
107	情報提供療養費				1,500	150	300	450	
108	ターミナルケア療養費1				25,000	2,500	5,000	7,500	
109	ターミナルケア療養費2				10,000	1,000	2,000	3,000	
110	その他の療養費の加算（月に1回ご請求）								
111					利用料				
112					10割	1割負担	2割負担	3割負担	
113	遠隔死亡診断補助加算				1,500	150	300	450	
114	ベースアップ評価料（月に1回ご請求）								
115					利用料				
116					10割	1割負担	2割負担	3割負担	
117	ベースアップ評価料（Ⅰ）				1,050	105	210	315	
118	ベースアップ評価料（Ⅱ）なし（算定しない）				0	0	0	0	
119	【訪問看護物価対応料について】								
120	令和8年6月の診療報酬改定により、医療保険の訪問看護において、物価高騰に対応するための「訪問看護物価対応料」が新設されました。当ステーションでは、国が定める算定基準に基づき、医療保険で訪問看護をご利用の方に訪問看護物価対応料を算定します。利用者様には医療保険の自己負担割合に応じて一部負担が生じます。								
121	【ベースアップ評価料について】								
122	訪問看護ベースアップ評価料は、訪問看護職員等の処遇改善を目的とした国の制度に基づく評価料です。これは、訪問看護に従事するスタッフの給与引き上げ、皆様に質の高い看護を継続して提供するための国の制度です。算定する場合は、医療保険の自己負担割合に応じて利用者負担が発生します。ご理解とご協力をお願いいたします。								
123									
124	本料金表は重要事項説明書の別紙として交付され、説明を受けました。氏名					印			